

財務省第1入札等監視委員会
令和6年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年12月11日（水）札幌第2合同庁舎 2階 第一会議室	
委員	委員長 荒木 健介（藤田・荒木・村本法律事務所・弁護士） 委員 石若 保志（石若保志公認会計士事務所・公認会計士） 委員 佐藤 修二（北海道大学大学院法学研究科・教授）	
審議対象期間	令和6年7月1日（月） ～ 令和6年9月30日（月）	
契約の現状の説明	審議対象期間の契約概要	
s抽出案件	4件	（備 考）
競争入札（公共工事）	2件	契 約 件 名： 琴似住宅（631棟）浴室改修その他工事 契 約 相 手 方： 西出興業株式会社 契 約 金 額： 133,540,000 円 契 約 締 結 日： 令和6年8月26日 担 当 部 局： 北海道財務局
		契 約 件 名： 倶知安地方合同庁舎 屋上防水改修工事 契 約 相 手 方： 遠田建設株式会社 契 約 金 額： 20,900,000 円 契 約 締 結 日： 令和6年8月29日 担 当 部 局： 札幌国税局
随意契約（公共工事）	—	無し
競争入札（物品役務等）	1件	契 約 件 名： 監視艇「かむい」機関部中間検査修繕 一式 契 約 相 手 方： 株式会社筑豊製作所 契 約 金 額： 15,950,000 円 契 約 締 結 日： 令和6年7月9日 担 当 部 局： 函館税関
随意契約（物品役務等）	1件	契 約 件 名： 窓口用番号発券機の購入 契 約 相 手 方： 株式会社コーデック 契 約 金 額： 3,927,000 円 契 約 締 結 日： 令和6年8月19日 担 当 部 局： 札幌国税局
応札（応募）業者数1者関連	2件	契 約 件 名： 琴似住宅（631棟）浴室改修その他工事 契 約 件 名： 監視艇「かむい」機関部中間検査修繕 一式
委員からの意見・質問、それに対する回答		別紙のとおり
委員会による意見の具申		無し

意見・質問	回答
【事案１】 契 約 件 名： 琴似住宅（631棟）浴室改修その他工事 契約相手方： 西出興業株式会社 （法人番号 7430001048567） 契 約 金 額： 133,540,000 円 契約締結日： 令和６年８月２６日 担 当 部 局： 北海道財務局 なぜ一者入札となったのか。 落札率が高いのではないか。 同種工事において同一業者が何度も落札している状況は競争性があると言えるのか。 入札参加者数を増やすための対策として他にはどのようなことが考えられるのか。	入札資料をダウンロードした業者へヒアリングをした結果、技術者の人手が足りないことに加えて、入居中の住宅の改修であり工事日程の調整が難しいことが理由として考えられる。 同種の工事と比較しても 90%台後半の落札率は必ずしも高いとは言えず、加えて、本件はダンピング防止等の観点から設定している調査基準価格を上回る金額で落札しており、適正な範囲内にあるものと考えている。 競争参加資格の拡大や業界紙への公告掲載のほか、発注見通しの公表や公告日を早めるなどの対応を図ったうえで入札を実施し、結果として同一業者が落札したものであり、競争性は確保できていると考えている。 官公庁関係の工事発注は４月に公告が集中することが多い。考えられるとすれば、技術者を確保するために、年度前公告により早期周知を図ることぐらいである。

意見・質問	回答
【事案２】 契 約 件 名： 監視艇「かむい」機関部中間 検査修繕 一式 契約相手方： 株式会社筑豊製作所 (法人番号 2290001036624) 契 約 金 額： 15,950,000 円 契約締結日： 令和６年７月９日 担 当 部 局： 函館税関 応札者が限られる理由は何か。 落札者は税関での受注実績が多い者なのか。 落札者は全国の税関の監視艇の検査も受注しているのか。 応札者の他に同じ資格を有する者はいくつあるのか。 入札参加資格に「応札者の経営状況が悪化していない者」とあるが、経営状況はどのように確認しているのか。 メーカー代理店のうちＢ、Ｃの者は何社あるのか。 監視艇は受注生産なのか。	エンジンメーカーの国内代理店以外は応札が困難であり、入札参加資格の関係もあり応札者が限られたものである。 函館税関の他の監視艇の中間検査も同社が落札している。 地域により異なる。詳細は把握していない。 もう１社対応できる者があり声掛けをしたが応札はなかった。 競争参加資格審査結果通知書、機能証明書、応札者のＨＰ等により確認している。 本件の応札者以外は把握していない。 そのとおりである。

意見・質問	回答
【事案3】 契 約 件 名： 倶知安地方合同庁舎 屋上防水改修工事 契約相手方： 遠田建設株式会社 (法人番号 1430001057350) 契 約 金 額： 20,900,000 円 契約締結日： 令和6年8月29日 担 当 部 局： 札幌国税局 予定価格は妥当なものなのか。 落札率が高い理由は何か 応札に参加した業者間の入札額の開差が大きいのはなぜか。 予定価格を積算する際に参考見積書は、何者から徴取したのか。 参考見積書を聴取した業者は、本入札に参加しているか。また、参加していない場合、なぜ参加しなかったのか。 本案件が、結果として高落札率であったことを踏まえ、予定価格を積算する際に、少し高めの金額を設定することはできないのか。	昨今の人件費及び資材高騰の影響が想定されたので、最新の物価図書及び市況価格等を参考にしながら、出入工事業者から参考見積書を徴取し、可能な限り直近の単価を採用したものであり、妥当な価格と考えている。 予定価格の積算内訳と入札額の内訳を比較したところ、大きく開差が生じていた科目は、仮設工事費等の3科目であり、他の科目については、直近の単価を考慮した予定価格の近似値となっていた。 大きく開差が生じていた科目についても、プラス、マイナスの相殺により、全体で見れば、大きな開差とはならなかった。このため、結果として、予定価格と入札額が近似値となり、高落札率につながったものと考えている。 今回落札とならなかった業者については、仮設工事及び一般管理費等を、落札業者と比して多額に計上していた。 仮設工事費については、安全対策としての費用を多く見積もったものであり、これは、現場が山間にあることのリスクを考慮したことによるものであった。また、一般管理費については、落札とならなかった業者が、札幌の業者ということもあり、作業員への手当や交通費等を多く見積もったものと聞いている。 見積書は2者から徴取した。 上記2者のうち1者は参加したが、残る1者については、参加しなかった。入札に参加しなかった理由は、他の工事を受注したため、本案件には対応できないというものであった。 予定価格を積算する際には、可能な限り直近の単価を採用することとしており、妥当なものであると考えている。 なお、予算にも限りがあるため、高めの金額を設定することにも限度がある。

意見・質問	回答
【事案４】 契 約 件 名： 窓口用番号発券機の購入 契約相手方： 株式会社コーデック （法人番号 2430001039240） 契 約 金 額： 3,927,000 円 契約締結日： 令和６年８月 19 日 担 当 部 局： 札幌国税局 窓口用番号発券機の購入については、過去にも実施した実績があるか 本案件は、一度不調となったようであるが、予定価格は妥当なものであったのか 窓口用番号発券機のメーカーは、本案件に応札した３者の中に、含まれているのか。また、メーカーは複数社あるのか。 過去に実施した調達に応札した業者についても、本案件に参加した３者と同様か。 本案件においては、株式会社コーデックが取り扱う窓口用番号発券機が納入されているが、過去の調達においては、同社以外の製品が納入されたことはあるか。 会計令第99条の２の規定というのはどのようなものか。 窓口用番号発券機については、ハード部と、ソフト部があると思料されるが、当該ソフト部分について、メーカー間で価格差が生じることはないのか。これを加味しても、コーデックが取り扱うものが、安いということなのか。	近年では、令和２年度、令和４年度及び令和５年度に実施しているところ。 過去に応札があった業者から参考見積書を徴取し、調整率を検討した上で、予定価格を積算したものであるが、結果として、当該調整率の設定が少し厳しい率であったと考えている。 本案件に応札した３者については、すべて代理店であり、メーカーは含まれていない。また、今回応札した３者が使用予定の発券機については、すべて異なるメーカーのものである。 過去には、４社が応札したこともあるが、基本的には、例年、本案件に応札した３者が応札している。 現在のところ、定価の設定が低いこともあり、すべてコーデックが取り扱う製品が納品されている。ただし、仕様書においては、他の会社も応札できるものとしているため、あくまでも、結果としてコーデックが取り扱う発券機が納入されているという状況である。 会計令第 99 条の 2 においては、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができると規定されている。 なお、この場合においては、当初、競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。 ソフト部については、各発券機に内蔵されており、これを込みで価格設定がされていると考えているため、ソフト部分での価格差は生じないと考えている。